

令和7年度版

新たに農業を始めたい方の就農マニュアル

あおもりで農業を始めませんか!

青森県で農業を始めようと本気で考えている方、
青森県・(公社)あおもり農業支援センターがバックアップします!



就農までのみちすじと支援

STEP 1 農業・農村情報の収集

やりたい農業のイメージをつかむため、農業に関する情報を積極的に集めましょう。

- ① (公社) あおもり農業支援センターなどの相談窓口を訪ねてみましょう。
- ② また、こうした窓口が開設しているホームページなどで情報を集めましょう。
- ③ 「新・農業人フェア」に参加しましょう。(東京、大阪など)

STEP 2 体験・現場見学・基礎知識の収集

農業とはどういうものか、実際に農業を体験して、農業の基礎知識を身につけましょう。

STEP 3 めざす農業経営ビジョンの明確化

- ① どんな作物を作るのか、どのような経営を行うのか考えましょう。
単作経営か複合経営か、露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、など
- ② どのくらいの農地が必要か、考えましょう。
- ③ 農作業に従事できる労働力と、作物、経営タイプ・栽培方法、経営規模などがマッチしているか考えましょう。
- ④ 選択する作物や生活条件、都道府県や市町村の支援措置などから就農候補地を検討しましょう。
- ⑤ どこで農業を始められるか、農地を購入又は借りることができるかも併せて検討しましょう。
- ⑥ できるだけ、現地を訪ね、自分の足で農地・住宅・研修先・生活・農業経営環境などの関連情報を収集しましょう。

STEP 4 体験・現場見学・基礎知識の収集

めざす農業経営に必要な技術やノウハウを身につけましょう。

- ▶ 新規就農者養成研修事業(新規就農者育成総合対策(就農準備資金))、あおもり農力向上シャトル研修、雇用就農資金を活用して技術やノウハウを身につけることができます。(P 1・2)

STEP 5 資金の確保

融資を受けることも含めて検討し、めざす農業を始めるために必要な資金を確保しましょう。

- ▶ 無利子資金を利用することができます。(P 4)

STEP 6 農地・住宅の確保

農作物などの栽培に適した農地を確保しましょう。

また、適時に適切な栽培を行っていくため、できるだけ農地の近くに住居を確保しましょう。

- ▶ 農地中間管理事業等で農地を確保することができます。(P 3)

STEP 7 機械や施設の確保

- ① 経営開始にあたって、必要な機械や施設を確保しましょう。
- ② 初めは、必要最低限の機械・施設等の準備から始めましょう。
- ③ 青森県農業機械協会が開催する中古農業機械展示即売会等を活用しましょう。

▶補助事業で機械・施設を確保することができます。(P 3・4)

STEP 8 営農計画の作成

就農時点や経営が安定する時期を想定し、生産計画、販売計画、資金計画の明確なプランを作成しましょう。

そして 就農！自分の農業経営確立の第一歩です。

地域の住民、農協、農業委員会、市町村、県農林水産事務所など関係機関との信頼関係を築きながら、必要な指導等を積極的に受けるようにしましょう。

▶就農後も新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付を受けることができます。(P 2)

就農相談の窓口一覧 ここがあなたをガイドします

就農する地域が決まっていない方には…

●(公社)あおもり農業支援センター

〒030-0801 青森市新町2-4-1 (県共同ビル6F) TEL: 017-773-3131 FAX: 017-734-1738

●青森県構造政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL: 017-734-9463 FAX: 017-734-8136

就農する地域が決まっている方には…

東青 地域	東青農林水産事務所 〒030-0861 青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル6F) TEL: 017-734-9990 FAX: 017-734-8305
中南 地域	中南農林水産事務所 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 TEL: 0172-33-2903 FAX: 0172-34-4390
三八 地域	三八農林水産事務所 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 TEL: 0178-27-4444 FAX: 0178-27-3323
西北 地域	西北農林水産事務所 〒037-0046 五所川原市栄町10 TEL: 0173-35-5729 FAX: 0173-33-1345
上北 地域	上北農林水産事務所 〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 TEL: 0176-23-4281 FAX: 0176-25-7242
下北 地域	下北農林水産事務所 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 TEL: 0175-22-2685 FAX: 0175-22-3212

就農に役立つ事業・研修を紹介します

1. 研修

事業名	新規就農者養成研修事業（新規就農者育成総合対策（就農準備資金））
窓口【問い合わせ先】	（公社）あおもり農業支援センター TEL 017-773-3131
事業内容	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の資金の交付を受けて新規就農を目指す者を対象とした先進農家等での実践研修と農業の基礎知識の習得や仲間づくりを目的とした座学研修
研修期間	1年以上2年以内（将来の農業経営ビジョンとの関連性が認められて、国内での最長2年間の研修後に海外研修を行う場合には、交付期間は最大1年間延長）
研修実施機関	（公社）あおもり農業支援センター
資金交付額	年間最大150万円
研修対象者の要件	<p>(1) 研修予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となる強い意志を有し、研修を十分履行できる健康状態にあること。</p> <p>(2) 先進農家等での実践研修と農業の基礎知識等を習得する座学研修の両方を受講すること。</p> <p>(3) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であること。</p> <p>(4) 研修期間中に常勤（週35時間以上で継続的に労働すること）の雇用契約を締結しないこと。</p> <p>(5) 原則として生活費を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。</p> <p>(6) 研修期間中のケガ等に備えて、傷害保険及び個人賠償責任保険に加入していること。</p> <p>(7) 原則として、前年の世帯全体（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母）の所得の合計が600万円以下であること。</p> <p>※以下の事項に該当する場合は、就農準備資金の返還となります。</p> <p>(1) 適切な研修を行っていない場合</p> <p>(2) 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合</p> <p>(3) 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合</p> <p>(4) 親元就農について、就農後5年以内に農業経営を継承しなかった場合、当該農業法人の経営者（共同経営者含む）にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合</p> <p>(5) 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合</p>

事業名	あおもり農力向上チャトル研修
窓口【問い合わせ先】	青森県営農大専学校教務研修課 TEL 0176-62-3112
事業内容	新規就農に必要な農業知識・技術を習得するための座学及び実践研修
研修内容	就農希望地域での農家研修を行いながら、営農大専学校での講義や各種研修へ参加することで、農業に係る実践的な知識・技能・資格を習得
研修期間	5～2月までの10か月間
研修場所	営農大専学校及び就農希望地域の先進農家
経費	①農業研修に要する経費、資格取得費などの諸経費は自己負担 ②営農大専学校での講義や各種研修の受講料は無料
その他	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の対象
対象者	研修終了後、確実に青森県での就農が見込まれる新規就農者で就農予定時の年齢が原則50歳未満の者

事業名		雇用就農資金
窓口【問い合わせ先】		(一社) 青森県農業会議 TEL 017-774-8580
事業内容		先進農家や農業法人で雇用されながら技術等を習得するための実践研修
雇用就農者育成・独立支援タイプ	内 容	農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援
	研修期間	最長4年間
	国の助成	研修受入先に年間最大60万円支給 〔新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合は年間最大15万円加算〕
新法人設立支援タイプ	内 容	農業法人等が農業法人の設立を目指す者を新たに雇用して実施する法人設立や技術習得等に向けた研修に対して支援
	研修期間	最長4年間
	国の助成	研修受入先に年間最大120万円支給（3～4年目は年間最大60万円支給） 〔新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合は年間最大15万円加算〕
〔参考〕次世代経営者育成タイプ	内 容	農業法人等がその職員等を次世代の経営者として育成していくため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して実施する研修に対する支援
	研修期間	最短3か月～最長2年間
	国の助成	月最大10万円

注) この資金は研修生に交付されるものではありません。

2. 就農後のサポート事業

事業名		新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
窓口【問い合わせ先】		各市町村農業関係担当課
事業内容		独立自営就農で新たに経営を開始する認定新規就農者に対して、経営が不安定な経営開始後3年以内の資金を交付
交付期間		最長3年間
交付額		年間最大150万円
要件	(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 独立・自営就農であること。 (3) 青年等就農計画が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 (4) 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化、新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること。 (5) 市町村が作成する地域計画のうち目標地図に位置づけられること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (6) 原則、生活保護など生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。且つ、雇用就農資金や他の雇用就農者を対象とした実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、且つ過去にも受けていないこと。 (7) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。	

3. 農地の確保

事業名	農地中間管理事業（農地の賃借）
窓口【問い合わせ先】	（公社）あおもり農業支援センター TEL 017-773-3131／各市町村
事業内容	農地中間管理機構（（公社）あおもり農業支援センター）が、規模縮小の意向がある農家などから農地を借受け、規模拡大を目指す担い手に貸付け
借受者の条件	借受者は、市町村が作成する地域計画の区域内・外により、以下の条件を満たすことが必要となります。（市町村に相談してください。） 1.地域計画の区域内 市町村が策定した地域計画の目標地図に位置づけられた借受者が対象。 また、地域計画の変更が行われることが事実と市町村が認める場合は、目標地図に位置付けられた借受者以外も借りることが可能。 2.地域計画の区域外 農業委員会から農地中間管理事業を活用した貸借を行うよう機構に要請があった場合、次の(1)～(4)について確認した上で借受者に農地を貸すことができる。 (1) 規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。 (2) 既に効率的・安定的な農業経営を行っている者に支障を及ぼさないものであること。 (3) 新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけること。 (4) 地域農業の健全な発展に配慮し、公平・適正に調整すること。

事業名	農地売買等事業
窓口【問い合わせ先】	（公社）あおもり農業支援センター TEL 017-773-3131／各市町村
事業内容	農地中間管理機構（（公社）あおもり農業支援センター）が、規模縮小の意向がある農家などから農地を買入れ、規模拡大を目指す担い手に売渡し（即売）

4. 施設等に対する補助

事業名	農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプ
窓口【問い合わせ先】	各市町村農業関係担当課
事業内容	将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要となる農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援
支援額	購 入：事業費の3／10以内 リース：定額（導入する農業用機械の取得額相当3／7以内） 補助上限額：1,500万円
対象者	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者 ただし、新規就農者（事業実施年度に就農又は就農後5年以内）は、認定新規就農者又は認定農業者に限る。

事業名	農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ
窓口【問い合わせ先】	各市町村農業関係担当課
事業内容	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて経営改善に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援 ※優先枠を設定し推進するもの ① ロボット技術・ICT機械等の導入 ② 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入 ③ 中山間地域等での集約型農業に必要な機械の導入 ※併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証を支援（補助率：定額）
支援額	融資残額のうち事業費の3／10以内等 補助上限額：300万円（必要な要件を満たす場合は600万円）
対象者	地域計画に位置付けられた者 ただし、新規就農者（事業実施年度に就農又は就農後5年以内）は、認定新規就農者又は認定農業者に限る。

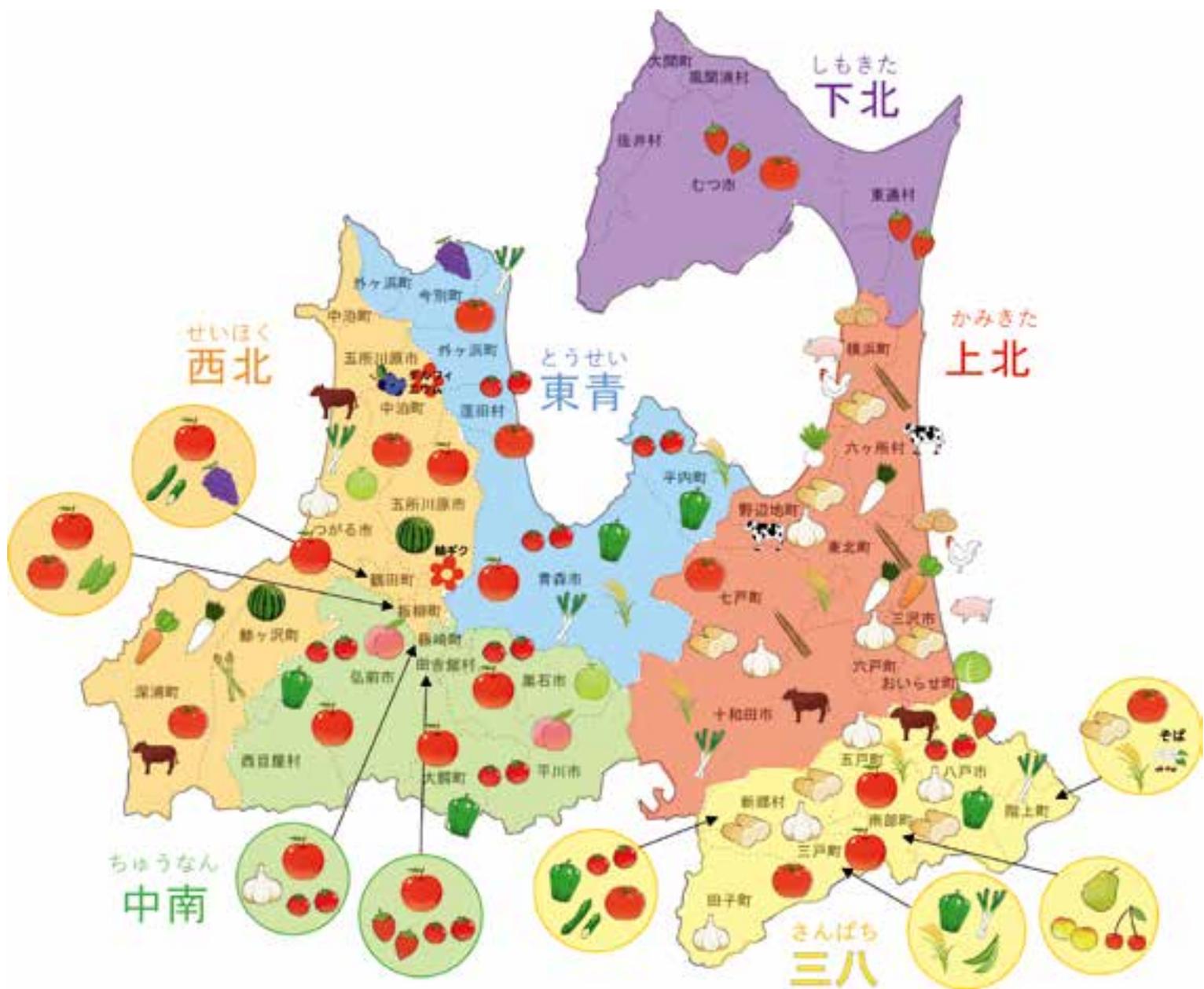
事業名	野菜等産地力強化支援事業
窓口【問い合わせ先】	各市町村農業関係担当課
事業内容	野菜・花き産地における農業所得の向上と産地力強化を図るため、労働時間の削減等につながる省力機械・設備の導入や気候変動に対応するためのパイプハウス・環境制御装置・高温対策機材等の導入支援に要する経費を助成
対象品目	野菜、花き ※ 補助対象品目：指定野菜、特定野菜、加工・業務用野菜、花き、冬の農業の推進品目
補助率	事業費の1/4以内、1/3以内 ※事業費の上限あり
対象者	認定新規就農者等 ※面積要件あり

事業名	経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策） 世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ（新規就農者確保緊急円滑化対策）
窓口【問い合わせ先】	各市町村農業関係担当課
事業内容	機械・施設、家畜の導入、果樹・茶の改植、リース料等に要する経費を補助
支援額	補助対象事業費の上限1,000万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限 500万円
補助率	事業費の3/4以内（国1/2、県1/4）
対象者	独立・自営就農時原則50歳未満で、事業実施年度又は前年度に新たに農業経営を開始した又は開始する認定新規就農者等

事業名	経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠（新規就農者育成総合対策） 世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ（新規就農者確保緊急円滑化対策）
窓口【問い合わせ先】	各市町村農業関係担当課
事業内容	①機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組を支援 ②機械・施設等の導入に要する経費を補助
支援額	国庫補助金の上限600万円（「補助率」欄の①と②の合計） ※経営開始資金との併用は不可
補助率	①事業費の国1/3・県1/6 ②事業費の3/4以内（国1/2、県1/4）
対象者	将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる、独立・自営就農時原則50歳未満の認定新規就農者等

5. 資金の貸付

事業名	青年等就農資金
窓口【問い合わせ先】	㈱日本政策金融公庫 TEL 017-777-4211
対象	認定新規就農者（市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人）
資金使途	青年等就農計画の達成に必要な次の資金（経営改善資金計画を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。） 1.施設・機械 2.果樹・家畜等 3.借地料などの一括払い（農地の取得費用は対象外） 4.その他の経営費（経営開始に伴って必要となる資材費など）
融資条件	1.返済期間 17年以内（うち据置期間5年以内） 2.融資限度額 3,700万円（特認1億円） 3.利率（年） 無利子 4.担保・保証人 実質的な無担保・無保証人制度 担保：原則として融資対象物件のみ 保証人：原則として個人の場合は不要 法人の場合に必要な場合は代表者のみ



公益社団法人 あおもり農業支援センター

〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 青森県共同ビル6 F

TEL : 017-773-3131 FAX : 017-734-1738

ホームページ : <https://www.aomori-nogyoshien.jp>